

男女共同参画会議（第62回） 議事要旨

日時：令和2年12月25日（金）8:35～8:55

場所：総理大臣官邸2階大ホール

【出席者】

	菅 義偉	内閣総理大臣
議長	加藤 勝信	内閣官房長官
議員	武田 良太	総務大臣
同	上川 陽子	法務大臣
同	麻生 太郎	財務大臣
同	萩生田 光一	文部科学大臣
同	田村 憲久	厚生労働大臣
同	野上 浩太郎	農林水産大臣
同	梶山 弘志	経済産業大臣
同	赤羽 一嘉	国土交通大臣
同	小泉 進次郎	環境大臣（代理 笹川 博義 環境副大臣）
同	小此木 八郎	国家公安委員会委員長
同	橋本 聖子	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長・教授
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研執行役員
同	高橋 史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
同	芳野 友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	坂井 学	内閣官房副長官
同	杉田 和博	内閣官房副長官
同	三ッ林 裕巳	内閣府副大臣
同	中山 泰秀	防衛副大臣

**【議事次第】**

- 1 開会
- 2 議題  
第5次男女共同参画基本計画について
- 3 閉会

**【配布資料】**

- 資料1 第5次男女共同参画基本計画について（諮問）
- 資料2 第5次男女共同参画基本計画（案）（説明資料）
- 資料3 第5次男女共同参画基本計画について（答申）（案）
- 資料4 辻村みよ子議員（東北大学名誉教授、弁護士）提出資料
- 資料5 松田美幸議員（福津市副市長）提出資料

## 1 開会

## 2 議題

### 第5次男女共同参画基本計画について

- 加藤議長（内閣官房長官）から、冒頭の挨拶として、以下の発言があった。
  - ・本日、菅総理から、第5次男女共同参画基本計画の案について、意見を求める旨の諮問を受けた。
  - ・今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した、女性に対する暴力の増加・深刻化の懸念や、女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて示すもの。今ほど、男女共同参画の視点が求められている時代もない。
  - ・第5次男女共同参画基本計画は、令和になって初めて策定される計画。令和の社会にふさわしい計画となるよう、議員の皆様におかれては、御意見を賜るようお願い申し上げます。
  
- 橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から、資料に沿って、第5次男女共同参画基本計画（案）について以下の説明があった。
  - ・本計画案は、11月11日にこの男女共同参画会議において答申を頂いた「基本的な考え方」を踏まえて作成している。あわせて、分野ごとの成果目標を89項目盛り込んでいる。概要は、お配りした資料2のとおりだが、特に、前回の会議において、「もう一段の踏み込んだ議論を期待する」と答申いただいた2つの点について御報告する。
  - ・まず、「政党に対する取組の要請」については、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すこととされている「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨に沿って、まずはこの5年間、候補者に占める女性の割合を35%以上とすることを、政府として政党に取組を要請する際に、努力目標として念頭に置く旨を明記している。
  - ・次に、「夫婦の氏」については、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し」、「国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とした。
  - ・政府としては、本計画に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けた施策に全力で取り組んでまいりたいと考えている。
  
- 説明を受け、有識者議員から以下のような発言があった。  
（小西議員）
  - ・選択的夫婦別姓について、橋本大臣の積極的な活動に感謝し、不十分な点はあるものの、第4次計画より踏み込んだ表現になっていることを評価したい。私は大学教員だが、女性の研究者は結婚で姓を変えることで、論文など業績の蓄積が見えにくくなる。多くの論文は、研究者の姓で検索され引用されるためである。大学教員や研究者の結婚年齢は決して低くなく、既に学会、特に国際学会などでの活動があるのに、そこで姓の変更を行うのは不利益が多く、知人にも困っている人がいる。理系研究者や大学管理職の女性割合を増やすことを試みようとしているのなら、この5年間で更に具体的な議論を進めていただきたい。
  - ・また性犯罪・性暴力の問題、DV被害などについては、ようやくこれらの被害が広範で深刻であることが社会に共有されつつある。被害時だけではなく、その後の健康被害による医療費の

負担増、自殺などの問題行動の増加など、長期的に社会に負荷をかける問題であることを認識していく必要がある。

(鈴木議員)

- ・第4次基本計画に関する成果目標の評価結果を見ると、達成できた目標もあるが、十分である状況とは言えない。それを踏まえ、第5次基本計画に伴う成果目標が改めて設定されたと承知している。各府省におかれては、引き続き実施する、あるいは実施予定の男女共同参画に関連する施策について、成果目標との因果関係を考慮し、成果目標の達成に結び付けるという視点から、その優先順位付けや具体的内容を工夫していただきたい。
- ・また、第5次基本計画における中間年でのフォローアップと点検・評価は、各取組が成果目標を意識したものとなっているかという観点から行うようお願いしたい。その点を予め各府省に御認識いただくことで、基本計画の実効性を高める必要がある。

(高橋議員)

- ・犬養毅元首相の孫娘で、世界の難民救済活動に尽力された犬養道子氏は、子供の権利を無視しない、命を生み育てる女性の権利を尊重してほしいとおっしゃっていた。この視点から、私は前回の会議で、選択的夫婦別姓問題について「子供への影響、子供の最善の利益を考慮する必要がある」と申し上げた。その意味で、「家族に関する法制の整備等」の部分に、新たに「子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し」という表現が追加された点を評価したい。
- ・今後の男女共同参画・女性活躍推進に当たっても、次代を担う子供の権利と最善の利益を無視しない、命を生み育てる女性の権利という犬養氏の教えを忘れないでいただきたい。

(納米議員)

- ・今、男女共同参画の推進を加速していかないと、社会の先行きが非常に危うくなるという危機感がある。そのために、計画で「実施する」「推進する」「整備する」等となった事項は確実に実施しなくてはならない。計画策定に関わった者として、その履行を見届ける責任があると感じている。
- ・社会生活と私生活の関係について、言うまでもなく、両者は不可分。社会で女性が一層力を発揮するには、私生活で女性が不利益を被らないこと、安全が守られることが不可欠。この観点から、選択的夫婦別姓は是非進めていただきたいし、離婚後の子の養育の在り方、面会交流等の在り方については、安全・安心の観点から慎重に検討いただきたい。

(芳野議員)

- ・今般、こうして第5次男女共同参画基本計画案の策定が最終段階に来ていることに対し、関係者の尽力に感謝申し上げる。新たな基本計画では、経済や政治等の各分野での女性参画の拡大や、地域や科学技術・学術、貧困、医療、防災といった様々な課題において、女性の視点を取り入れていることがうかがえた。その一方で、国民世論で実現を望む声が高まる選択的夫婦別姓制度に関する記述が極めて消極的な内容にとどまったことについては、極めて遺憾に思う。

- ・今後、掲げた目標が後退することなく着実な前進が図られるよう、計画の意義や必要性の十分な周知はもちろん、第三者機関のような進捗状況を監視する場の設置など、実行に向けた取組を強化していただくとともに、国民の期待に応え得る政策の実現を図っていただくことを強く願います。

○ 続いて、閣僚等から、以下のような発言があった。

(上川法務大臣)

- ・法務省においては、父母の離婚等に伴う子供の養育の在り方について、チルドレンファーストの視点に立ち、女性の社会進出や女性の活躍にもつながるよう、各方面の声を聞きながら、あるべき家族法制についてしっかりと検討していく。
- ・また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に沿って、刑事法に関する検討や再犯防止施策の更なる充実といった各種施策を、スピード感を持って進めていく。
- ・さらに、女性職員はもちろん、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進を含め、男女問わず働きやすい職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスを更に推進していく。

(萩生田文部科学大臣)

- ・男女共同参画社会を実現するため、文部科学省としても、この度取りまとまる第5次計画を踏まえ、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実や、学校における女性の管理職への登用促進、子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための取組の推進、男女双方への研究と育児等の両立支援などの、科学技術・イノベーションを担う女性の活躍促進、競技団体における女性の理事登用促進などのスポーツ分野における女性の参画拡大などの取組を推進していく。また、子供に対するわいせつ行為を防ぐための仕組みの検討にも、積極的に協力していきたいと考えている。
- ・教育分野や科学技術分野、スポーツ分野において、女性活躍促進の成果を測定するための成果目標を設定しており、その達成に向けしっかりと取り組んでいく。

(田村厚生労働大臣)

- ・男女共同参画の実現のためには、すべての人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮して活躍することができるような環境づくりが重要。厚生労働省としては、働く場における女性活躍の推進やワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を強力に進めていく。
- ・また、貧困等生活上の困難に直面する女性等に対するきめ細かな支援や、妊娠・出産に対する支援を始め生涯にわたる男女の健康の包括的支援なども進めていく。
- ・なお、これらの施策の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響も十分注視しつつ、適切に対応していく。

(野上農林水産大臣)

- ・今後の農林水産業の発展、地域経済の活性化のためには、女性が能力を發揮し、地域や経営をリードすることが重要。そのため、子育て支援の体制づくりなど、女性が働きやすく暮らしやすい環境を整備するとともに、女性による事業活動を応援する取組を進めていく。

- ・女性が農林水産業で活躍できるよう、関係省庁とも連携して対策を実施していく。
- 橋本内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から、第5次男女共同参画基本計画(案)に関し、資料3のとおり答申することについて伺いがあり、了承された。
- 第5次基本計画策定専門調査会会長の佐藤議員から、菅内閣総理大臣に、答申が手交された。
- 菅内閣総理大臣から、以下のような発言があった。
  - ・第5次男女共同参画基本計画を、この後の閣議で決定する。
  - ・男女共同参画は、それ自体が最重要課題だが、グローバル化が進む中、世界的な人材獲得や投資を巡る競争を通じて日本経済の成長力にも関わる。「今が、国民一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。」本計画は、こうした危機感を背景に作成されたもの。
  - ・本計画の策定過程においては、これからの社会を生きる若い女性も含め、多くの方々から頂いた御意見を正面から受け止め、可能な限り反映されるように努めたところ。女性が直面する具体的な課題を一つ一つ解決していくことは、「すべての女性が輝く令和の社会」のために不可欠。
  - ・我が国の人口の51%は女性。女性の声を十分に政策に反映させ、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指していく。また、女性に対する暴力の根絶等にも強力に取り組む。
  - ・本計画の成果目標の達成に向けて、橋本大臣を中心に、関係閣僚におかれては、各種施策の実行に全力を挙げて取り組んでいただきたい。議員の皆様におかれては、昨年11月の諮問以来、熱心な御討議を頂き、感謝申し上げます。

### 3. 閉会

以上